

自転車は車！軽車両です！！

ルールを守って正しく乗ろう！！



埼玉県マスコット「コバトン」

事故と交通ルール

事故対策

交通事故防止5つの行動

もしかして
【危険予測】

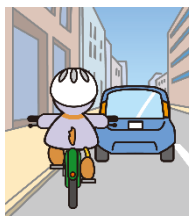
とまる
【一時停止】

みる
【安全確認】

まつ
【安全確保】

たしかめる
【再確認】

自転車安全利用 五則



①自転車は、
車道が原則、
歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は
歩行者優先で、
車道寄りを徐行



④交通ルールの厳守

(二人乗り、並進、
夜間無灯火の禁止、
信号遵守と
一時停止・安全確認)



⑤子供はヘルメットを着用
(児童生徒も着用しましょう)



埼玉県道路交通法施行細則

【違反項目】



注意散漫に
なります！

自転車を運転しながらの
携帯電話・スマートフォン使用禁止

周囲の音が
遮断されます！



ヘッドホンやイヤホンを
使用しての運転禁止

自転車運転者講習制度(改正道路交通法:平成27年6月1日施行)

自転車運転中に危険な
ルール違反を繰り返すと…

自転車運転者講習を受けなければなりません。

危険行為とは、信号無視や一時不停止など15の行為が規定されています。

■自転車運転者講習制度のながれ

自転車運転者が危険行為を反復
●3年以内に2回以上

都道府県公安委員会が自転車運
転者に講習を受けるように命令

講習の受講

- 講習時間：3時間
- 講習手数料：6,000円(標準額)

受講命令に違反した場合5万円以下の罰金